

19 市民生涯学習支援事業

「市民学習プラン」支援事業実施要綱

1. 趣旨

市民との共創によるまちづくり事業の一環として、市民が自ら行う生涯学習を支援するため、非営利の社会教育関係団体及び地域団体等が主体的に市内で行う公共性公益性の高い事業の実施を支援する。

2. 事業の内容

- (1) 事業は、対象を一般市民とし、1回20人以上の参加者を目安とする。
- (2) 支援を行う事業の内容は、現代的課題に関する学習とする。現代的課題とは、概ね次表に掲げる内容を例とする。

生命、健康、人権、豊かな人間性、家庭・家族、消費生活、地域の連帯、まちづくり、交通問題、少子高齢化、男女共同参画、多文化共生、科学技術、ICT活用、知的所有権、国際理解、国際貢献・開発援助、人口・食料、環境、資源・エネルギー、SDGs等

- (3) 支援を行う事業の形態は、原則講義形式とし、実習だけを行うものは対象としない。ただし、講義内容の実践の一環として行う実習は1回に限り支援の対象とする。

3. 事業を実施する施設

福島市教育委員会が管理・運営する学習センターとするが、館長の判断によりその他の施設等でも実施可とする。

4. 支援の対象経費

支援の対象経費は、講師報償金等とし、予算の範囲内で支援する。

5. 支援の額等

- (1) 講師報償金は1回6,800円（大学教授相当は11,600円）を標準とする。
- (2) 支援の額は、1学習センターあたり3回程度とする。

6. 支援事業申請書の提出

- (1) 支援事業の実施を希望する団体は、事業を実施する学習センターと協議の上、事業を企画・立案・実施するものとする。
- (2) 支援事業の実施を希望する団体は、(1)の協議終了後、事業実施日の14日前までに、申請書（様式1）を学習センターに提出する。

7. 事業実施の決定

福島市教育委員会及び学習センターは、申請書の内容を審査し、事業の支援又は却下を決定したときは、学習センター館長名にて決定通知書（様式2）により申請団体に対し通知する。

8. 事業実施報告書の提出について

事業を実施した団体は、事業実施後14日以内に、「市民学習プラン」支援事業実施報告書（様式3）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
平成 19 年 4 月 1 日一部改正。
平成 20 年 4 月 1 日一部改正。
平成 24 年 4 月 1 日一部改正。
平成 26 年 4 月 1 日一部改正。
令和 4 年 4 月 1 日一部改正。